

市民文化センターを利用されるみなさま

市民文化センターでは、会議室等を利用する際に、使用許可申請期間を使用日の7日前までと定めています。これは、市民文化センターに提出いただいた使用許可申請書の許可手続きを、教育委員会で行うための期間です。

この度、利用者の方々の利便性向上の観点から、試行的に、この期間を5日前までに延長します。詳細は以下のとおりです。

記

◇試行期間 令和6年3月25日から令和6年5月31日まで

◇使用許可申請期間

ホール（変更なし）	使用しようとする日（引続き2日以上使用しようとするときは、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の属する月の前12か月から使用日の前1か月に当たる日までの間
展示室	使用日の属する月の前12か月から使用日の前5日に当たる日までの間
会議室及び練習室	使用日の属する月の前6か月から使用日の前5日に当たる日までの間
楽屋、リハーサル室、主催者控室	使用日の属する月の前6か月から使用日の前5日に当たる日までの間。ただし、ホールと併用するときは、使用日の1か月前まで。

お問い合わせ

沼津市民文化センター

[TEL:055-932-6111](tel:055-932-6111)

沼津市教育委員会事務局文化振興課

[TEL:055-934-2561](tel:055-934-2561)